第三千六百五十九号

平成二十五年(水曜日)

目	次					
告	示					
生活保護法に	生活保護法による指定医療機関の廃止の届出	政健	策 策福	課祉	:	
中国残留邦人:	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立					
の支援に関す	の支援に関する法律による医療機関の指定		同	\smile	:	_
右 同…			同	\smile	÷	=
中国残留邦人:	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立					
の支援に関す	の支援に関する法律による指定医療機関の名称変更の届出		同	\smile	:	=
中国残留邦人:	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立					
の支援に関す	の支援に関する法律による指定医療機関の名称及び事業所					
の所在地変更の届出	の届出		同	\smile	:	⇉
中国残留邦人:	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立					
の支援に関す	の支援に関する法律による施術者の指定		同	\smile	÷	⇉
中国残留邦人:	人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立					
の支援に関す	の支援に関する法律による指定施術者の住所変更の届出		同	\smile	:	껃
中国残留邦人:	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立					
の支援に関す	の支援に関する法律による指定施術者の廃止の届出		同	\smile	:	껃다
障害者自立支!	障害者自立支援法による一般相談支援事業者の指定	(障害	(障害福祉課)	譲	:	껃
家畜伝染病の発生	発生	(畜	産	課	:	껃
保安林の指定予定	予定	林	政	課	:	Ŧi.
公共測量の終了	了 : :	(監	理	課	:	£i.
電線共同溝を	電線共同溝を整備すべき道路の指定	(道	路	課	:	Ħ.
建築基準法に	建築基準法による指定構造計算適合性判定機関の指定	(建	(建築住宅課)		:	£.

焅	
衧	
定	
7	
非	
営	
刹	
小儿	
活	
活	

公

告

出先機 関 右 右

同 同

同同

土地改良事業の工事の完了(
県西
民 北 地 局域
局域

) : 八

公示による通知	収用委員会	士には事業(二書)(2)
公示による通知		- 土 - 口 目 三三 () 5.7
<u>(</u> 監		- 県
理		月
課		层

示

青森県告示第百三十二号

より告示する。 定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十条の二の規定により、次の指

平成二十五年二月二十七日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

平成二十	東津軽郡平内町大字小湊字外ノ沢四	ラッグ平内店調剤薬局ツルハド
廃止年月日	所在地又は住所	名称又は氏名

青森県告示第百三十三号

ので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。 (昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。) 第四十九成六年法律第三十号) 第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平

平成二十五年二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

•	"	八戸市日計一丁目二の四四	山崎眼科
	"	北津軽郡鶴田町大字鶴田字鷹ノ尾三四	連合鶴田診療所つがる西北五広域
	三 三 一 一	弘前市大字松原東二丁目五の二六	松原店と調剤薬局
	"	八戸市内丸三丁目九の九	歯科とフルダテ
	題・ ・	弘前市大字植田町一五の二	植田町薬局
	"	八三戸郡田子町大字田子字上野ノ下タ九二の	たっこ調剤薬局
	三.	八戸市大字田面木字堤下一二の三	赤前店のおります。
	一一 八二	三戸郡五戸町字新町一七	金子薬局
	"	八戸市根城五丁目一の二	リニック 麻美レディー スク
	1世・10・	北津軽郡鶴田町大字鶴田字鷹ノ尾三四	連合鶴田診療所つがる西北五広域
	三一	八戸市売市二丁目一の七	クリニック 伴内科・心臓血管
	三。 八 三	弘前市大字大町一丁目三の一〇	ふじた歯科
	三 た 一	五所川原市字敷島町五八の一	原敷島町店の敷島町店
	三 。 ·	八戸市石堂一丁目二七の一五	Dental Salon K
	11四。 中。 11	弘前市大字城東三丁目六の一	ニック 弘前歯科中央クリ
	平成员。	弘前市大字城西四丁目七の八	クあかね歯科クリニッ
	指定年月日	所在地又は住所	名称又は氏名

青森県告示第百三十四号

ので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した(昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。) 第四十九成六年法律第三十号) 第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平

平成二十五年二月二十七日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

A 1 41		- - 4	1.14				
会人 弘前 豊徳 法	会会福田 福田町 協工 協社 法	商っ合 事た資 い な れ い も	ールド イルド	人社 同名 仁 会 法	ト宅有 支援 八一	名称	事
桜川一八の一〇弘前市大字大川字中	鶴田字沖津一九三北津軽郡鶴田町大字	字畑中字上野一三八南津軽郡田舎館村大	目九の二四弘前市大字取上三丁	七年一一六の三〇九十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	の一三黒石市大字松原七八	所 在 地	業者
ウス トナーショ カイン ハン	テ訪福鶴 ー間を ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	サポートア	りんご テーション ンコン	ー 問看 きょう きょう きょう しょう かっぱい かっぱい かっぱい かっぱい かっぱい かっぱい かっぱい かっぱい	ショ き き き き き う き う う う う う う う う う う う う	名称	事
 	鶴田字沖津一九三	丁目七の九	目九の二四	七一一六の三〇九代平一一六の三〇九	の一三 黒石市大字松原七八	所 在 地	業
118- 11- 118	二四・九・一八	三 三 二 一	二 四 一	11111- [111-1111]	三平 ・成 ・ こ	年月日	指 定

青森県告示第百三十五号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平

(3) 平成25年2月27日

で の二の規定により、 成六年法律第三十号) 第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。) 第五十条 例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。 次のとおり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったの

平成二十五年二月二十七日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

	-t		つがる調剤薬局	変更後
	19. 11. 1	「元斤川東方字市屋丁つり、 一	有限会社はら調剤薬局	変更前
1	= - -		ハッピー 調剤薬局田向店	変更後
		八戸市大字田向字毘沙門平三	ハッピー・ドラッグ田向店	変更前
ı	= = +	ノ戸市吹上二丁E一匹の二ノ	ニック医療法人瑞穂会みずほクリ	変更後
	=		古町医院	变 更 前
1		引育 アプラ 西下 グー	喉科医院 医療法人芳伸会坂本耳鼻咽	変更後
	吖 成		喉科内科医院 医療法人芳伸会坂本耳鼻咽	変更前
	年変 月 日更	所在地又は住所	名称又は氏名	区分

青森県告示第百三十六号

する。 旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示 の二の規定により、次のとおり指定医療機関から名称及び事業所の所在地を変更した 成六年法律第三十号) 第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。) 第五十条 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 **平**

平成二十五年二月二十七日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

変更後	変更前	変更後	変更前	5	
倫 株式会社明	倫 有 限 会 社 明	倫有 名 限 会 社 明 称		事	
の é 	六 一 一 下 市 西 日 山 山	_	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	の 所 在 地主たる事務所	業者
ーション結	訪問看護ステ	3	護	名称	事
七クの代	ステ 八戸市大字大 大家大	七の一 久保字行人塚 パ戸市大字大	七三丁目二五の 八戸市小中野	所 在 地	業
	119.10.1	三 手 - -	平 成	年月日	变 更

青森県告示第百三十七号

定により告示する。 させる者を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規 条において準用する同法第四十九条の規定により、医療支援給付のための施術を担当 成六年法律第三十号) 第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。) 第五十五 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平

平成二十五年二月二十七日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

山成邊田	氏
克 蔦彦 史	名
三戸郡階上町大字赤保内字柳沢一五所川原市磯松赤川三の六一	住
二五の二五九	所
平成四八二三二十二三二二十二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二	指定年月日

| 青森県告示第百三十八号

平成二十五年二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

変	X	
前	分	
畑 山	氏	
恵	名	
ークー内八 〇セ三町戸 三ル〇字市 シの八大字	住	
イエ刈尻	所	
サふ - れ ボス 八 ア の	施術所の名称	
川 目 一 三 三 三 三 三 元 市 に 元 元 元 市 元 元 元 市 元 元 市 元 元 市 市 根 城 五 丁 こ こ き っ に う っ に う っ に う っ に う っ に う っ に う っ に っ に っ に の っ に の っ に の っ の っ の っ の っ の っ の っ の っ の っ の っ の の の の の の の の の の の の の	施術所の所在地	
□ 平 □ · 成 □ · 岂		
	畑山 恵	

青森県告示第百三十九号

る。
の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示すの届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二の規定により、次の指定施術者から廃止した旨係において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定施術者から廃止した旨係において未は律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法の届近の支援に関する法律(平中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平

平成二十五年二月二十七日

青森県知事 三 村 申

吾

1				
	三戸郡階上町大字赤保内字柳沢一五の二五九	克彦	上邊	
1111-111-1110	北津軽郡鶴田町大字瀬良沢字沼田九〇の一	拓也		
平成三・ た三)	五所川原市大字広田字榊森六の二			
廃止年月日	住	名	氏	

青森県告示第百四十号

十第一項第一号の規定により公示する。により、次のとおり一般相談支援事業を行う者を指定したので、同法第五十一条の三により、次のとおり一般相談支援事業を行う者を指定したので、同法第五十一条の土四第一項の規定

平成二十五年二月二十七日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

=	の字七五	援事業所支	支援	室匹	
市大字高杉		療法		弘前市大字高屋	
反市 田大字高 七三杉	の字弘 七五前	援事業 事相 所 支 仙	支地 援域 移 行	四字弘 京本宮四八 の屋 の屋	知会 会 法 人 仙
在地	所	名称	0	所 在 地	名称
事業 を 行う	支業援	事般相談	と地 受域 D相 重談	1談支援事業者	指定一般相

青森県告示第百四十一号

家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。家畜伝染病予防法 (昭和二十六年法律第百六十六号) 第十三条第一項の規定により

平成二十五年二月二十七日

病家 の 種類 類	
種家 畜 類の	
類の	
患患 畜畜	
の _疑 別似	
頭数	
発生の場所又は区域	
年発	
月	
日生	

青森県知事

Ξ

村

申

吾

ヨーネ病 牛 患 畜 十和田市

青森県告示第百四十二号

|百四十九号) 第三十条の二第一項の規定により告示する。 次のとおり森林を保安林に指定する予定であるので、森林法 (昭和二十六年法律第

平成二十五年二月二十七日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

保安林予定森林の所在場所

青森市大字前田字前田山一・二 (以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

水源の涵養

保安林指定の目的

指定施業要件

立木の伐採の方法

- 主伐に係る伐採種は、定めない
- る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

水産部林政課及び青森市役所に備え置いて縦覧に供する。 「次の図」及び「次のとおり」は、 省略し、その図面及び関係書類を青森県農林

青森県告示第百四十三号

三項の規定により公示する。 量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第三十九条において準用する同法第十四条第 測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測

平成二十五年二月二十七日

測量計画機関

青森県知事

Ξ

村

申

吾

三平 ⇒成 三

青森河川国道事務所

測量の種類

公共測量 (3級水準測量

Ξ 測量の期間

測量の地域

八戸市大字河原木~八戸市大字櫛引

平成二十四年八月一日から平成二十五年一月三十一日まで

兀

青森県告示第百四十四号

の規定により公示する。 の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定したので、同条第四項 電線共同溝の整備等に関する特別措置法 (平成七年法律第三十九号) 第三条第一項

平成二十五年二月二十七日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

県道	道路の種類
町居平賀停車場線	路線名
平川市柏木町藤山三〇の二八まで平川市柏木町藤山三〇の一四から	区間

青森県告示第百四十五号

第一項の規定により公示する。 のとおり指定構造計算適合性判定機関を指定したので、同法第七十七条の三十五の五 建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号) 第十八条の二第一項の規定により、次

平成二十五年二月二十七日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

グー法一 リ人般 ビベカ	名
ンタ団	称
目区東 七富京 の二見 二	住
二代丁田	所
見二丁目七の二東京都千代田区富士	の新在地の業務を行う事務所構造計算適合性判定
二月十八日 平成二十五年	指定をした日
四月一日	の開始の日 性判定の業務

公

告

規定による公告 特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の

により次のとおり公告する。 変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第四項の規定による定款

平成二十五年二月二十七日

森

青

県

報

申

吾

 \equiv

青森県知事 Ξ 村

申請のあった年月日

平成二十五年二月八日

申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人八幡の邑

代表者の氏名

Ξ

山口 俊吾

主たる事務所の所在地

兀

弘前市大字豊原二丁目六の一二

五 定款に記載された目的

者の自立と地域との共生を目指すことにより、保健福祉の向上を目的とする。 行い、健全な保健福祉の社会環境を整備する生活支援を実施し、高齢者、心身障害 この法人は、高齢者、心身障害者や家族、住民に対して保健福祉に関する事業を

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

た意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第四項の規定により述べ

平成二十五年二月二十七日

青森県知事 Ξ 村

申

吾

大規模小売店舗の名称及び所在地

野辺地ショッピングセンター

上北郡野辺地町字二本木二三外

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社サンデー

_

八戸市根城六丁目二二の一〇

代表取締役 宮下直行

マックスバリュ東北株式会社

秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五

意見の概要 代表取締役 宮地邦明

県の意見なし

意見書の縦覧

兀

場 所

青森県商工労働部商工政策課及び野辺地町役場

3

2

期間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

平成二十五年二月二十七日から同年三月二十七日まで

ただし、野辺地町役場にあっては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

た意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第四項の規定により述べ

平成二十五年二月二十七日

青森県知事 Ξ 村 申

大規模小売店舗の名称及び所在地 イオンタウン弘前樋の口

弘前市大字樋の口二丁目九の六

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 マックスバリュ東北株式会社

秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五

代表取締役 宮地邦明

株式会社サンワドー

青森市大字石江字三好六九の

代表取締役社長 中村勝弘

イオンタウン株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一

代表取締役社長

意見の概要

県の意見なし

意見書の縦覧

四

1

場 所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

平成二十五年二月二十七日から同年三月二十七日まで

3

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、 弘前市役所にあっては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

た意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第四項の規定により述べ

平成二十五年二月二十七日

吾 大規模小売店舗の名称及び所在地

青森県知事

Ξ

村

申

吾

イオンタウン平賀

平川市小和森上松岡一九三の一外

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

マックスバリュ東北株式会社

秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五

代表取締役 宮地邦明

ホーマック株式会社

北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目一の一

代表取締役 石黒靖規

意見の概要

Ξ

県の意見なし

意見書の縦覧

兀

1

場 所

2 期間

青森県商工労働部商工政策課及び平川市役所

3 時間 平成二十五年二月二十七日から同年三月二十七日まで

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、 平川市役所にあっては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

た意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第四項の規定により述べ

平成二十五年二月二十七日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

エルムの街ショッピングセンター 大規模小売店舗の名称及び所在地

五所川原市大字唐笠柳字藤巻五一七の一外

五所川原街づくり株式会社

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

五所川原市大字唐笠柳字藤巻五一七の一

葛西英機

Ξ

兀

意見書の縦覧 県の意見なし 意見の概要 代表取締役

1

場 所

2

期間

青森県商工労働部商工政策課及び五所川原市役所

収 用 委 員

公示による通知

書類を通知するに当たり、土地収用法施行令(昭和二十六年政令第三百四十二号)第 六条第三項の規定によることができないので、土地収用法施行令第五条第一項の規定 土地収用法 (昭和二十六年法律第二百十九号) 第四十六条第二項の規定により次の

平成二十五年二月二十七日

により公示による通知を行う。

青森県収用委員会会長

赤

津

重

光

通知すべき書類の名称

審理の開催について (通知)

_ 通知を受けるべき者

氏名 石田嘉四

住所 住所不明 ただし、土地登記簿表題部に記載の住所

青森県中津軽郡西目屋村大字川原平字宮元八八番地口

通知すべき書類の保管場所 青森県県土整備部監理課内

Ξ

兀 その他

みなされます。 の書類は、平成二十五年三月十九日を経過した時をもって通知があったものと

3 時間 午前八時三十分から午後五時十五分まで 平成二十五年二月二十七日から同年三月二十七日まで ただし、五所川原市役所にあっては、その執務時間内とする。

土地改良事業の工事の完了

出

先

機

関

律第百九十五号) 第百十三条の二第三項の規定により公告する。 次の地区の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法 (昭和二十四年法

平成二十五年二月二十七日

	: : : :
西北地域県民局長	

石

岡

博

文

115- 11-110	ため池等整備事業	吹原小堤
1111- * 110	ため池等整備事業	ニノ沢
平成등三三	基幹水利施設補修事業	小田川第3
年工事完 日	県営土地改良事業の名称	地区名

青森市長島一丁目一番一 (発行所・発行人)

毎週月・水・金曜日発行

県号 東 奥 印 刷 株 式 会 社(印刷所·販売人)

定価小口一枚二付十五円一銭